

大分県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称、事務局） この連盟は大分県高等学校文化連盟と称し、事務局を会長校におくことを原則とする。

第2条（組織及び加盟） この連盟は、県内公・私立高等学校及び公立特別支援学校の中から、加盟申請し、専門委員長会及び評議員会で承認された学校をもって組織する。新たに本連盟に加盟を希望する学校は、専門委員長会及び評議員会の承認を得て加盟を認められる。

第3条（目的） この連盟は大分県高等学校の文化活動を振興し、健全な発達を図ることを目的とする。

第4条（事業） 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高等学校の文化活動に関する調査研究
2. 研究会・講習会の開催
3. 各種大会の開催
4. 文化事業の経営
5. その他この連盟の目的を達成するための事業

第5条（各専門部） この連盟に次の各専門部をおく。

演劇専門部・音楽専門部・美術専門部・書道専門部・写真専門部・文芸専門部・新聞専門部・弁論専門部・科学専門部・家庭専門部・社会専門部・放送専門部・職業専門部・英語専門部・吹奏楽専門部・日本音楽専門部・吟詠剣詩舞専門部・囲碁専門部・将棋専門部・青少年赤十字専門部・小倉百人一首かるた専門部

第2章 役 員

第6条（役員） この連盟に次の役員をおく。

会長1名・副会長3名・支部長4名・専門部会長各1名・理事長1名・事務局長1名・事務局次長1名・専門委員長（班長）若干名・評議員各学校1名・監事3名・各専門部常任委員若干名・顧問若干名

第7条（任務） 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は連盟を統轄し会議を主催し連盟を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在のときは代理をする。
3. 支部長は支部での行事を統括し、支部を代表する。
4. 専門部会長は各専門部を統括し、専門部を代表する。
5. 理事長は事務局の運営にあたる。事務局規定は別に定める。
6. 事務局長は事務局の一般事務を司る。
7. 事務局次長は事務局長を補佐し、主に事務局の会計を司る。
8. 専門委員長は各専門部の運営にあたる。班長は専門委員長に準ずる。
9. 評議員は学校の文化活動を統括し、学校を代表する。
10. 監事は会計を監査する。
11. 各専門部常任委員は専門委員長とともに専門部の運営にあたる。
12. 顧問は会長の諮詢に応じる。

第8条（任期） 役員のうち、会長、理事長、事務局長、事務局次長の任期は原則として3年とし、その他の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員が生じたときは、必要により補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

第9条（会議） この連盟に次の会議をおく。

1. 評議員会・専門委員長会・監事会・各専門部常任委員会
2. この連盟の会議は構成定員の3分の2で成立し、出席者の過半数で決める。

第10条（評議員会） 評議員会は会長、副会長、支部長、専門部会長、理事長、事務局長、事務局次長、専門委員長（商業班長、工業班長、農業班長、水産班長を含む）及び評議員で構成され

次の事を決める。

1. 連盟運営の大綱方針
2. 顧問の推薦、役員・常任委員の選任
3. 年間事業計画
4. 予算の議決、決算の承認
5. 規約の改正
6. 諸規定
7. その他

第 11 条 (専門委員長会) 専門委員長会は、会長、副会長、理事長、事務局長、事務局次長及び専門委員長（商業班長、工業班長、農業班長、水産班長を含む）で構成され、評議員会の議決事項を執行し且つ緊急事項を処理する。

第 12 条 (監事会) 監事会は監事で構成され、少なくとも年 2 回連盟のすべての帳簿を監査し、その結果を公表する。

第 13 条 (各専門部常任委員会) 各専門部常任委員会は専門部長及び常任委員で構成され、各専門部の運営にあたる。各専門部規定は別に定める。

第 4 章 会 計

第 14 条 (経費) この連盟の経費は学校加盟金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 15 条 (学校加盟金) 学校加盟金は、学校規模で決定する。その学校規模は在籍生徒数で決定する。全日制は在籍生徒数に 800 円を乗じた額とし、定時制及び特別支援学校（高等部）は在籍生徒数に 300 円を乗じた額を年度毎に納入する。

第 16 条 (大会参加負担金) 通信制及び国立高専の生徒が、高文連が主催、共催、後援する大会にその年度初めて参加する場合は、大会参加負担金 800 円を徴収する。

附 則

この規約は昭和 26 年 6 月 30 日から施行する。

会費改正 昭和 29 年 4 月 27 日、昭和 31 年 5 月、昭和 36 年 5 月、昭和 41 年 5 月、昭和 44 年 5 月、昭和 49 年 5 月、昭和 51 年 5 月、昭和 54 年 5 月、昭和 59 年 5 月、平成 3 年 5 月 17 日、平成 16 年 4 月、平成 24 年 4 月

規約改正 昭和 33 年 5 月 17 日
昭和 40 年 6 月 12 日（監事数変更）
昭和 42 年 5 月 23 日（社会部新設）
昭和 45 年 4 月 27 日（副会長数変更、私学理事設置）
昭和 46 年 5 月 19 日（放送部新設）
昭和 57 年 5 月 18 日（英語弁論部独立）
昭和 59 年 5 月 8 日（吹奏楽部・邦楽部・吟詠部独立、副会長数変更）
昭和 63 年 5 月 12 日（英語弁論部を英語部、邦楽部を日本音楽部に変更）
平成 5 年 5 月 14 日（囲碁将棋部新設）
平成 6 年 5 月 13 日（支部長設置）
平成 7 年 5 月 19 日（吟詠部を吟詠剣詩舞部に変更）
平成 10 年 5 月 15 日（役員に班長・評議員・各部常任委員を加え、内容整理）
平成 14 年 5 月 15 日（囲碁部と将棋部を分離独立、内容整理）
平成 19 年 5 月 16 日（事務局校設置について変更）
平成 20 年 5 月 21 日（青少年赤十字部新設、支部長数変更、専門部会長設置）
平成 22 年 5 月 19 日（各部を各専門部に変更、役員構成員・任期を一部変更、評議員会構成員を一部変更、会費条文に通信制を加え、障害児学校の名称を特別支援学校に変更、内容整理）
平成 25 年 1 月 23 日（第 2 条 組織及び加入について変更）
平成 26 年 5 月 14 日（美術専門部を美術・書道・写真の各専門部に分離独立、理事の名称を専門委員長に変更、内容整理）

平成 29 年 5 月 17 日（第 10 条、第 11 条に商業班長、工業班長、農業班長、水産班長

を加え、バトン班を吹奏楽専門部に加える)

令和2年2月12日（小倉百人一首かるた専門部新設、私学専門部廃止）

令和2年5月13日（社会専門部廃止）

令和7年3月10日 会費を学校加盟金に変更するに伴って、第2条、第14条、第15条を改訂し、第16条を追加する。